

第7次

笠岡市行政改革大綱

(平成26年度～29年度)

平成26年3月

笠 岡 市

目 次

第1章 行政改革大綱の基本的考え方

1 背景	1
2 行政改革の現状と課題	1
3 行政改革大綱の目的	1
4 基本姿勢	1
5 取組の内容	2
6 推進方法	2
7 実施期間	2
8 主要な数値目標（指標）	2

第2章 取組の内容

1 行政サービスの質の向上	
(1) 施策・事業の効果的な推進	4
(2) 職員の育成と確保	4
(3) 行政組織の見直し	4
(4) 業務の見直し	5
(5) 行政情報の提供と市民参加の推進	5
(6) 市有財産等の管理と有効活用	5
2 歳入の確保	
(1) 自主財源の確保	6
(2) 依存財源の確保	6
3 歳出の適正化，将来負担の軽減	
(1) 経費の削減	6
(2) 将来の財政負担への備え	7
(3) 定員管理・給与の適正化	7
(4) 公営企業・外郭団体等の経営健全化	7

第1章 行政改革大綱の基本的考え方

1 背景

笠岡市では、笠岡市自治基本条例の理念に基づき、自立した自治体として、官民それぞれの責務と適切な役割分担のもと、協働して市民主体の自治を推進している。

また、まちづくりの指針となる「第6次笠岡市総合計画」を策定し、目指す都市像を「市民協働で築くしあわせなまち 活力ある福祉都市かさおか」とし、定住促進をはじめとする各種の施策を推進している。

こうした中で、自立的かつ主体的な自治を推進し、総合計画に掲げる施策目標を達成するためには、行政改革の推進により、必要な財源を確保、捻出するとともに、職員の意識改革と能力向上、迅速な意思決定、限られた経営資源の有効活用等、将来にわたって安定的な行政経営を可能にすることが重要である。

2 行政改革の現状と課題

行政改革については、昭和57年から現在まで6次にわたり行政改革大綱を策定し推進を図ってきた。

財政状況は財政健全化の取組等により大きく改善しているが、税収の伸び悩み等、歳入が限られる一方で、歳出は社会保障費など経常的な経費が増大するという課題もあり、今後も継続的な取組が求められる状況にある。

また、行政基盤は組織機構の見直しや定員の適正化等により効率化が図られているが、少子高齢化や人口の減少、災害への備え、地方分権の進展、消費税増税の影響、国の施策や制度変更等、社会経済情勢の変化への的確な対応が求められており、今後さらに市民ニーズに柔軟に対応できる行政システムの構築が必要である。

こうした課題を克服し、目指す都市像に向けまちづくりを着実に実現していくためには、引き続き行政改革を推進する必要がある。

3 行政改革大綱の目的

第6次笠岡市総合計画に掲げる施策目標の実現と市民の満足度向上に繋げていくため、持続可能な行政経営の基礎となる財政基盤の安定、行政システムの見直し、取り組むべき施策や事業の効率的かつ効果的な推進等を図る指針として、第7次笠岡市行政改革大綱を策定する。

4 基本姿勢

行政改革の推進にあたっては、前例にとらわれない創意工夫と市民目線で目的に向かって挑戦する意識を持つ組織を確立し、単に経費の削減だけでなく、質の高い行政サービスの実現を目指す。

また、市民と行政が対等な立場で役割分担しながら課題解決を図っていく「協働」の視点で、従来の行政のあり方を見直し、持続可能な行政システムへの転換・発展

を目指す。

そのため、次の基本姿勢により行政改革の取組を推進する。

- (1) 社会情勢や市民ニーズに的確に対応した市民満足度の高い行政サービスの提供
- (2) 公正で透明な行政経営と市民協働の推進
- (3) 職員の「改革に挑戦する意識」と「政策形成能力、課題解決能力等」の向上

5 取組の内容

基本姿勢に基づき、具体的に改革を実施していくに当たって、次の項目を柱として取組を進める。

- (1) 行政サービスの質の向上
- (2) 歳入の確保
- (3) 歳出の適正化，将来負担の軽減

6 推進方法

この大綱に基づき、実施計画を作成し、計画的に推進するとともに、PDCAサイクルの中で見直し、改善に取り組む。

推進体制としては、笠岡市行政改革推進本部を中心に全庁的に取り組むこととする。

さらに、笠岡市行政改革推進委員会において、市民の意見を反映しつつ、進行管理を行うこととする。

7 実施期間

この大綱は、平成26年度から平成29年度までの4年間を実施期間とする。

8 主要な数値目標（指標）

行政改革を推進するにあたって、目標値として、実施期間終了時の主な項目の数値を設定する。

(1) 財政指標【平成29年度末】

歳入の確保，歳出の適正化，将来負担の軽減を図ることにより，次の数値の達成を目指す。

- | | | | |
|-----------|--------|-------------|---------|
| ①実質公債費比率 | 10%未満 | (平成24年度決算数値 | 11.8%) |
| ②将来負担比率 | 100%未満 | (平成24年度決算数値 | 84.3%) |
| ③経常収支比率 | 90%未満 | (平成24年度決算数値 | 91.7%) |
| ④財政調整基金残高 | 20億円以上 | (平成24年度決算数値 | 15.7億円) |

(2) 定員管理の目標値【平成30年4月1日】

効率的な行政経営を推進するため，定員管理の適正化を図ることとし，次の数値の達成を目指す。

①普通会計の職員数 360人（平成25年4月1日現在370人）

(3)行政改革の効果額【各年度末】

行政改革の取組による歳入増，歳出削減等の効果額として，次の数値の達成を目指す。

①単年度財政効果額 3億円

第2章 取組の内容

1 行政サービスの質の向上

(1) 施策・事業の効果的な推進

限られた予算，人員を選択と集中により有効に活用していくため，実施している施策や事務事業について，行政評価制度を活用して事業効果の検証や進捗管理を行い，見直しや改善に繋げていく。

新規の施策や事務事業については，必要性，熟度，コスト，効果等を見極めるとともに，本来の目的に加えて複数の事業効果が得られる実施手法を検討する。

また，類似事業等の統廃合に努めるとともに，制度設計にあたって，可能な限り条例，規則等に終期の設定を行う。

さらに，既存の施策や事務事業については，社会情勢や市民ニーズの変化に即して，必要性や効果が低下した施策や事務事業については，漫然と継続せず，内容の見直しや縮小，廃止を検討する。

主な実施項目

- ①行政評価の活用
- ②市民意識調査の実施

(2) 職員の育成と確保

地方分権の進展をはじめとする情勢の変化や多様化する市民ニーズへの対応，そして市民との協働の推進には，さらなる職員の意識改革や資質の向上が求められる。

このため，新たな人材育成基本方針のもと，政策形成能力や問題解決能力などの能力開発により職員の個の能力を高めるとともに，新規採用職員の研修や階層別などの研修を強化することで組織力を高め，市民から信頼される行政サービスの担い手として，積極的に，前向きに挑戦する職員の育成を図る。

また，人事評価システムに基づき，職員の能力や実績を適正に評価し，人事等に反映していくことにより，職員の士気の向上，ひいては組織目標の達成に繋げていく。

さらに，高度な専門性を求められる職種における任期付採用や再任用制度の活用，他の自治体との人事交流などによって，多様な人材の確保に努める。

主な実施項目

- ①人材育成基本方針の推進
- ②人事評価システムの有効活用
- ③多様な人材の確保

(3) 行政組織の見直し

人口減少と少子高齢化への対応，地域産業の活性化等，多様化，複雑化する地域課題や市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することが可能な組織機構と迅速で的確な意思決定ができる体制の構築を行う。

少子化が進展する中で充実した教育を提供するため、教育施設の規模の適正化を図るとともに、「子ども・子育て支援新制度」に基づく幼稚園と保育所の連携及び一体化のあり方について検討する。

主な実施項目

- ①組織機構の見直し
- ②教育施設の規模の適正化
- ③幼稚園と保育所の連携・一体化の検討

(4)業務の見直し

施策や事務事業の内容や実施手法については、常に点検、見直しを行い、より効果的かつ効率的なものに改善していく。

行政の情報化は、事務の効率化を進める上で重要な手段であり、積極的に推進する。

公の施設の運営については、指定管理者制度を活用し、サービスの向上とコスト削減を図る。また、新たな施設整備にあたっては、PFIをはじめ民間のノウハウを活用した実施手法を検討する。

多様な主体（NPO、市民団体、民間事業者等）により提供可能な行政サービス等については、市民との協働、市民参加の理念のもと、連携、協力して実施する。

県境を越える広域的課題については、備後圏域の関係市町と各分野における広域連携を積極的に検討し、実施する。

主な実施項目

- ①行政情報化の推進
- ②指定管理者制度の活用
- ③民間活力活用の推進
- ④広域連携の検討・推進

(5)行政情報の提供と市民参加の推進

協働の視点に立って、相互に対等な立場で役割分担しながら連携、協力を進めていくため、あらゆる機会をとらえて行政情報の提供、公開を積極的に行う。

また、市民の意見を市政に反映していくため、幅広い層の市政参加を推進する。

主な実施項目

- ①広報紙とホームページ等による情報発信の充実
- ②財政情報の公開
- ③審議会等への女性・若者層の登用、公募等による市民参加の推進

(6)市有財産等の管理と有効活用

市の所有する土地や施設の状況を集約、把握し、経営的視点に立って適切な管理と有効活用を図る。長期的には、今後増大が見込まれる維持修繕に対応するため、

施設の長寿命化対策を進めるとともに、再編，統合，廃止も含め総合的かつ最適な管理を検討する。

主な実施項目

- ①適切な財産管理と有効活用
- ②施設の長寿命化
- ③公用車の効率的な運用

2 歳入の確保

(1) 自主財源の確保

自立的かつ安定的な財政基盤を確立するため，自主財源の確保に努める。

市税等については，公正かつ厳正な課税と収納を行うとともに，産業振興施策や土地利用の活性化等による新たな税源のかん養に努め，収入の確保を図る。

また，公有財産の積極的な売却と活用により，財産収入の確保を図る。

さらに，広告料等の新たな財源確保を図るとともに，受益者負担の適正化を基本とする使用料及び手数料の見直しを検討する。

主な実施項目

- ①課税客体の的確な把握
- ②市税等の収納率向上及び滞納繰越金の縮減
- ③産業振興施策等による新たな税源のかん養
- ④市有地の売却と有効活用
- ⑤広告料等新たな財源確保
- ⑥使用料及び手数料の見直し

(2) 依存財源の確保

事業実施の財源として，国，県や団体等の補助制度等を積極的に把握し，適切に活用する。また，地方交付税措置のある有利な地方債については，市債発行額の適正な規模に配慮しながら，有効に活用する。

主な実施項目

- ①特定財源の確保

3 歳出の適正化，将来負担の軽減

(1) 経費の削減

新規事業により新たに発生する経費については，適切な制度設計，事業計画，見積等により経費の削減に努める。毎年度必要な事業費や運営費，維持管理経費等についても，新エネルギーを利活用すること等により，経費の削減を徹底し，予算の適正かつ効率的な執行に努める。

主な実施項目

- ①補助金の見直し

- ②入札制度の見直し
- ③エネルギー使用の効率化
- ④内部管理経費の節減合理化

(2) 将来の財政負担への備え

新たな行政需要や不測の事態に備えるとともに、将来にわたり公平で安定した市民サービスの提供が可能となるよう、将来負担の軽減に努める。

主な実施項目

- ①市全体の債務の抑制
- ②適正な基金残高の確保
- ③公共施設耐震化・長寿命化のための財源確保

(3) 定員管理・給与の適正化

定員管理については、地方分権の進展や多様化、複雑化する市民ニーズによる行政需要の増加に対応しつつも、事務処理の効率化、適材適所の配置等により、職員数の適正化を進める。その際、業務内容に応じた再任用職員、非常勤職員、派遣職員の配置を含め、全体のバランス等を考慮しながら、職務体制を検討する。

給与、諸手当等については、人事院勧告や国、県の動向、他市町村との均衡等を考慮して見直し、適正化に努める。

主な実施項目

- ①定員管理の適正化推進
- ②給与の適正化

(4) 公営企業・外郭団体等の経営健全化

上下水道事業、市民病院事業については、独立採算を原則とする健全かつ持続的な事業経営が求められる。

上下水道事業は、笠岡市水道ビジョンや笠岡市下水道基本計画等に基づき、計画的な施設整備と適切な維持管理を図るとともに、経営基盤の強化を図る。

市民病院は、改革プランの結果等に基づき、病院機能、規模、経営形態の見直しや施設整備の検討を行う。

土地開発公社については、経営健全化計画により、平成29年度末までに全ての債務を償還し、健全化を進める。

主な実施項目

- ①上下水道事業の経営健全化
- ②市民病院の経営健全化
- ③土地開発公社の経営健全化